

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月12日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第7号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安課) 第31条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>警備情報の収集及び整理</u>その他警備情報に関すること（<u>第7号に掲げるものを除く。</u>）。 (4) <u>次に掲げる犯罪</u>その他警備犯罪の取締りに関すること（<u>第8号に掲げるもの及び警備課の所掌に属するものを除く。</u>）。 ア～カ 略 (5)・(6) 略 (7) <u>電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理</u>その他当該活動に関する警備情報に関すること。 (8) <u>前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。</u> (9)・(10) 略</p>	<p>(公安課) 第31条 公安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 警備情報の収集、<u>整理</u>その他警備情報に関すること。 (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。 ア～カ 略 (5)・(6) 略 (7)・(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。